

# 合併協定書

平成16年12月1日

高松市 ・ 塩江町

## 1 合併の方式

香川郡塩江町を廃止し、その区域を高松市に編入する。

## 2 合併の期日

合併の期日については、平成17年9月26日とする。

## 3 市の名称

市の名称については、高松市とする。

## 4 市の事務所の位置

市の事務所の位置については、高松市番町一丁目8番15号とする。

## 5 財産の取扱い

塩江町の所有する財産及び債務については、すべて高松市に引き継ぐ。

塩江地区財産区及び上西地区財産区の財産については、それぞれの財産区の財産として高松市に引き継ぐ。

## 6 地域審議会の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、塩江町地域に地域審議会を設置する。

なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。

## 7 議会の議員の定数及び任期の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定に基づき、高松市議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙による議員の任期に相当する期間、塩江町の区域により選挙区を設ける。

## 8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

塩江町農業委員会については、高松市農業委員会に統合する。

塩江町農業委員会の委員で選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定に基づき3人とし、その任期については、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。

## 9 地方税の取扱い

地方税については、高松市の制度に統一する。

ただし、

- 1 塩江町地域に係る法人市民税、軽自動車税、入湯税及び事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定に基づき、次のとおり取り扱う。
  - (1) 法人市民税の均等割及び法人税割の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。
  - (2) 軽自動車税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。
  - (3) 入湯税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。
  - (4) 事業所税については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税を免除する。
- 2 塩江町地域に係る個人市民税の均等割の非課税基準・納期、固定資産税の宅地の評価方法・納期及び軽自動車税の賦課期日・納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。
- 3 塩江町地域に係る、納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。

## 10 一般職の職員の身分の取扱い

塩江町の定数内の職員については、すべて高松市の職員として引き継

ぐ。

職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目については、両市町の長が別に協議して定めるものとする。

## 11 町名・字名の取扱い

塩江町地域における町の区域については、現行の大字の区域とし、それぞれの町の名称については、「塩江町上西甲」、「塩江町上西乙」、「塩江町安原上」、「塩江町安原上東」、「塩江町安原下」、「塩江町安原下第1号」、「塩江町安原下第2号」、「塩江町安原下第3号」とする。

## 12 慣行の取扱い

市章については、高松市の市章を用いる。

市民憲章については、高松市の市民憲章に統一する。

ただし、塩江町の町民憲章については、その趣旨を尊重して、塩江地区のまちづくりの共同目標として継承するものとする。

都市宣言については、高松市の都市宣言に統一する。

市木及び市花については、高松市の市木及び市花を用いる。

ただし、塩江町の町木及び町花については、塩江地区の推奨の木及び花とする。

## 13 事務組織及び機構の取扱い

現在の塩江町役場については、塩江町の区域を所管区域とする地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項に規定する支所とする。

現在の塩江支所及び上西支所については、新しい塩江支所の内部組織としての連絡事務所とする。

新しい塩江支所及び連絡事務所における所掌事務については、合併後における高松市としての一体性・整合性に留意するとともに、合併時において住民の日常生活に急激な変化を来さないよう、塩江町の地域特性

等を考慮した機能・サービスの確保について、合併時まで調整する。

住民生活に直接影響を及ぼさない事務及び市役所本庁事務と重複する管理部門等の事務については、合併時に本庁の適宜の部署に統合して処理する。

これらの事務組織及び機構については、合併後の実態を踏まえながら、全庁的組織機構のあり方を見据える中で、効率的で効果的な体制となるよう、見直し整備を行う。

#### 14 条例・規則等の取扱い

条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。

ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。

#### 15 特別職の職員の身分の取扱い

塩江町の特別職の職員（町長、助役、収入役及び教育長）の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。

#### 16 一部事務組合等の取扱い

両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。

塩江町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの变化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時まで調整し、所要の手続きを行う。

塩江町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合する。

#### 17 附属機関等の取扱い

両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。

塩江町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時まで調整する。

## 18 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、統合整備に努める。

## 19 消防団の取扱い

塩江町消防団については、高松市消防団に統合する。

消防団員の報酬等については、高松市の制度に統一する。

## 20 使用料・手数料等の取扱い

両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。

塩江町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的、実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整する。

## 21 各種団体への補助金・交付金等の取扱い

各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。

ただし、塩江町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整するものとする。

## 22 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

## 23 介護保険事業の取扱い

介護保険事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

塩江町直営の居宅介護支援事業所については、合併時に廃止し、民間事業所において対応する。

塩江町直営の訪問看護事業所については、合併時に塩江病院の訪問看

護事業所に統合する。

## 24 各種事務事業の取扱い

### 24 - 1 都市提携

高松市の都市提携については、継続する。

塩江町の都市提携・交流については、交流先的意思等を尊重し、合併時まで、地域間交流等のあり方を含め、調整する。

### 24 - 2 電算システム事業

電算システムについては、高松市の電算システムに統合する。

統合に当たっては、合併時の稼働を目途とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運営等において適切に調整する。

ただし、高松市にないシステムについては、塩江町のシステムに必要な改修を加え使用するものとする。

### 24 - 3 広聴広報事業

広聴広報事業については、高松市の制度に統一する。

ただし、現在、塩江町において実施している相談事業については、住民サービスが低下しないように取り扱うものとする。

塩江町のケーブルテレビ事業については、高松市に引き継ぐ。

### 24 - 4 人権啓発事業

人権啓発事業については、高松市の制度に統一する。

### 24 - 5 コミュニティ施策

コミュニティ施策については、高松市の制度に統一する。

### 24 - 6 障害者福祉事業

障害者福祉事業については、高松市の制度に統一する。

心身障害者医療費助成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

#### 24 - 7 高齢者福祉事業

高齢者福祉事業については、高松市の制度に統一する。

塩江町地域の対象者が塩江町地域のデイサービスセンターを利用する場合の利用回数については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

塩江町の単独福祉訪問事業については、合併時に廃止する。

塩江町老人福祉センターについては、高松市の老人福祉センターとして引き継ぐものとし、管理運営形態については、現行のとおりとする。

#### 24 - 8 生活保護事業

生活保護事業については、高松市の制度に統一する。

#### 24 - 9 児童福祉事業

児童福祉事業については、高松市の制度に統一する。

ただし、塩江町の保育所の保育料については、合併年度及びその翌年度は現行のとおりとし、合併年度の翌々年度から5年度目において、高松市の保育料と同額となるよう調整するものとする。

乳幼児医療費助成制度については、合併時において塩江町に住所を有する者については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の塩江町の制度を適用する。

#### 24 - 10 その他の福祉事業

その他の福祉事業については、高松市の制度に統一する。

特定疾患援護事業及び原子爆弾被爆者援護事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に

に伴い、塩江町地域におけるサービス低下を招かないよう、合併時まで調整する。

介護見舞金支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

ただし、塩江町地域の在宅寝たきり・痴呆性高齢者介護見舞金支給事業の所得要件については、合併年度に続く3年度に限り、現行のとおりとし、支給額については、合併年度から4年度目において、高松市の支給額と同額となるよう調整するものとする。

緊急通報装置貸与等事業の塩江町地域における通報システムについては、当分の間、現行のとおりとする。

配食サービス事業の塩江町地域における対象者及び実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

福祉金等支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

ただし、塩江町地域の現受給者のうち、合併後に対象者の要件を欠くこととなる者については、合併年度に続く3年度に限り、対象者とみなすものとする。

#### 24 - 11 保健衛生事業

保健衛生事業については、高松市の制度に統一する。

塩江町地域のデイケアについては、現行のとおり実施する。

塩江町保健福祉総合施設については、国民健康保険総合保健施設として高松市に引き継ぐ。

塩江町で実施している1歳6か月児及び3歳児健康診査については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施する。

塩江町で実施している総合検診については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施する。

#### 24 - 12 病院事業

塩江病院については、国民健康保険法による国民健康保険診療施設と

して高松市に引き継ぐ。

#### 24 - 13 環境対策事業

環境対策事業については、高松市の制度に統一する。

塩江町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、使用できるものとする。

塩江町におけるごみの収集回数については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。

塩江町におけるごみステーションの設置基準については、現行のとおりとする。

塩江町のし尿中継用貯留施設については、継続して使用する。

#### 24 - 14 商工・観光関係事業

観光関係事業については、高松市の制度に統一する。

塩江町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施する。

塩江温泉郷の国民保養温泉地指定については、高松市に引き継ぐ。

塩江町が実施している観光イベントへの補助については、合併後も継続して行う。

塩江町の観光関連団体補助については、現行のとおり継続する。

塩江町の観光施設については、高松市に引き継ぐ。

塩江町の観光案内所の管理運営については、現行のとおりとする。

#### 24 - 15 農林水産関係事業

農林水産関係事業については、高松市の制度に統一する。

塩江町の林道については、高松市の林道として引き継ぐ。

塩江町が実施している園芸団体に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、実施する。

イノシシ等被害防除事業については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、実施する。

間伐補助事業については、塩江町地域において、現行のとおり実施する。

塩江町の農林施設、重要稚仔放流事業、地籍調査事業及び農業集落排水事業については、高松市に引き継ぐ。

塩江町地域において、土地改良区を設立するものとし、設立までの土地改良事業については、共同施行体等が事業主体となり、実施するものとする。

塩江町農業経営者協会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、実施する。

#### 24 - 16 建設関係事業

建設関係事業については、高松市の制度に統一する。

塩江町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐ。

塩江町道路愛護会への補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施する。

急傾斜地崩壊対策事業に係る塩江町地域での採択基準及び事業費負担区分については、現行のとおりとする。

水防に係る塩江町住民への周知方法については、現行のとおりとする。

塩江町の町営住宅については、高松市の市営住宅として引き継ぐものとし、住宅使用料については、現家賃との差が生じないように調整するものとする。

#### 24 - 17 交通関係事業

交通関係事業については、高松市の制度に統一する。

塩江町地域におけるチャイルドシート助成については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施する。

塩江町地域における町営バスの運行については、現行のとおり高松市に引き継ぐ。

## 24 - 18 上水道事業

塩江町の簡易水道事業については、高松市の簡易水道事業として引き継ぐ。

水道料金、給水装置新設等負担金、手数料その他上水道事業に係る事務等については、高松市の制度に統一する。

## 24 - 19 下水道事業

塩江町の公共下水道事業については、高松市の事業として引き継ぐ。

下水道使用料、受益者負担金、合併処理浄化槽設置整備事業補助等については、高松市の制度に統一する。

ただし、塩江町が実施している汚水ますの設置については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおり継続するものとする。

また、塩江町が実施している単独浄化槽撤去費助成制度については、平成18年度まで、現行のとおり継続するものとする。

## 24 - 20 消防防災関係事業

消防防災関係事業については、高松市の制度に統一する。

防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用する。

## 24 - 21 学校教育事業

学校教育事業については、高松市の制度に統一する。

塩江町の公立学校については、高松市の公立学校として引き継ぐ。

塩江町地域で実施している小学校児童通学援助及び中学校生徒通学援助については、現行のとおり継続する。

塩江町地域の奨学制度等の支援制度については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

塩江町地域における、小学校の学校行事等参加補助については、現行のとおりとし、高等学校生徒を育てる修学金等補助制度、中学校新人・総合体育大会補助及び中学校の学校行事等参加補助については、合併年

度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施する。

塩江町地域における英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、実施する。

#### 24 - 22 社会教育事業

社会教育事業については、高松市の制度に統一する。

塩江町民運動会については、高松市の地区運動会として取り扱う。

東四国オープンゲートボール大会については、現行のとおり継続する。

#### 24 - 23 文化振興事業

文化振興事業については、高松市の制度に統一する。

塩江町文化祭については、高松市の地区文化祭として取り扱う。

塩江町立美術館については、高松市の美術館として、高松市に引き継ぐ。

塩江町立美術館の運営については、現行のとおりとする。

ただし、減免対象者、ホール使用料の割増等の規定並びに美術館協議会委員の選任方法及び報酬については、高松市の制度に統一する。

#### 24 - 24 その他の事業

##### 外部監査制度

外部監査制度については、高松市の制度を適用する。

##### 市・町民褒章制度

市・町民褒章制度については、高松市の制度に統一する。

塩江町の名誉町民については、塩江地区の名誉町民として継承する。

##### 情報公開制度

情報公開制度については、高松市の制度に統一する。

## 過疎地域の指定及び計画

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第2項の規定に基づき、塩江町過疎地域自立促進計画を引き継ぐ。

## 水問題対策

水問題対策については、高松市の制度を適用する。

## 契約制度

契約制度については、高松市の制度に統一する。

## 女性政策

女性政策については、高松市の制度に統一する。

## 後継者育成等報償制度

塩江町の後継者育成報償及び出産家庭報償については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとし、結婚促進報償については、合併時に廃止する。

## 市・町民葬儀

市・町民葬儀については、高松市の制度に統一する。

ただし、やすらぎ苑葬及び香川南部葬斎場組合の施設の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの変化を来さないことを基本に、合併時まで調整するものとする。

## 生活用水確保対策事業

生活用水確保対策事業については、塩江町地域において、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施する。

## 塩江町における公園・レクリエーション等施設

塩江町の公園・レクリエーション等施設については、高松市に引き継ぐ。

## 青少年健全育成事業

青少年健全育成事業については、高松市の制度に統一する。

ただし、塩江町地域における青少年健全育成事業については、合併年度に限り、現行のとおりとする。

なお、塩江町地域における不登校対策（適応指導教室事業）については、現行のとおりとする。

## 25 建設計画

建設計画については、別冊のとおり定める。

(別紙)

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項及び第2項の規定に基づく高松市塩江地区地域審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づく審議会として、合併前の塩江町の区域(以下「設置区域」という。)に高松市塩江地区地域審議会(以下「地域審議会」という。)を置く。

(設置期間)

第2条 地域審議会の設置期間は、平成17年9月26日から平成28年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 地域審議会は、設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申し、又は意見を述べるものとする。

- (1) 高松市と塩江町との合併に関する建設計画の執行状況に関すること。
- (2) 高松市と塩江町との合併に関する建設計画の変更に関すること。
- (3) 塩江町地域のまちづくりに関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 地域審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、設置区域に住所を有し、選挙権を有する者で、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募により選任された者

(委員の任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員が設置区域に住所を有しなくなったときは、委員を辞したものとする。

( 会長及び副会長 )

第 6 条 地域審議会に会長及び副会長をそれぞれ 1 人置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、地域審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

( 会議 )

第 7 条 地域審議会の会議(以下「会議」という。)は、毎年度 2 回開催するものとし、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の総数の 3 分の 1 以上の委員から審議を求める事項を示して会議の開催の請求があったときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 7 会議は、公開する。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮って、これを非公開とすることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

( 庶務 )

第 8 条 地域審議会の庶務は、事務局において処理し、事務局は設置区域内の事務所に置く。

( 委任 )

第 9 条 この協議に定めるもののほか、地域審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この協議は、平成 17 年 9 月 26 日から施行する。

# 調印書

高松市、塩江町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく高松市・塩江町合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が調ったので、ここに署名調印する。

平成16年12月1日

高松市長

増田昌三



塩江町長

中井 弘



(立会人)  
香川県知事

真鍋武紀

# 立 会 人

( 高 松 市 )

合併協議会委員

井 竿 辰 夫

合併協議会委員

谷 本 繁 男

合併協議会委員

大 橋 光 政

合併協議会委員

梶 村 傳

合併協議会委員

大 浦 澄 子

合併協議会委員

三 笠 輝 彦

合併協議会委員

森 谷 芳 子

合併協議会委員

松 山 清 治

合併協議会委員

河田 澄

合併協議会委員

中村 靖

合併協議会委員

野田 法子

( 塩江町 )

合併協議会委員

川田 史郎

合併協議会委員

黒川 恵

合併協議会委員

中條 勲

合併協議会委員

藤澤 久文

合併協議会委員

佐藤 好邦

合併協議会委員

尾形 洋一

合併協議会委員

川田秀夫

合併協議会委員

蓮井正明

合併協議会委員

植田満江

合併協議会委員

大林正孝